

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告別紙に掲げる土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和5年12月15日 長野地方法務局 登記官 山崎 憲一

手 続 番 号	対 象 土 地
第1000-2021-0129号	長野市豊野町浅野字平92番口
第1000-2021-0207号	長野市大字金箱字芋地309番1
第1000-2021-0208号	長野市大字金箱字芋地315番口
第1000-2021-0217号	長野市大字下駒沢字相良1204番ハ
第1000-2021-0218号	長野市大字下駒沢字寺裏2191番2